

平成24年11月8日

## 関係各位

静岡労働局労働基準部  
賃金室長

### 静岡県の最低賃金について

平素より、労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者はその最低賃金額以上の額を支払わなければならないとする制度であります。静岡労働局におきましても、日頃から最低賃金の周知徹底に取り組んでいるところであります。

このたび、静岡県内で適用される最低賃金が改定となり、本日、別紙のとおり報道機関等に発表したところであります。つきましては、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、機関紙（誌）、ホームページへの掲載等による幅広い周知につきまして、御高配を賜りたくお願い申し上げます。（別添の掲載文例についても御活用ください。）

なお、ポスター・リーフレット等については別途送付いたします。

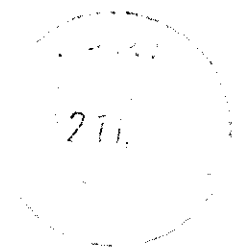
<担当>

静岡労働局労働基準部賃金室

〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315

Fax 054-221-7038



## 平成24年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について

静岡労働局は6件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会からの答申に基づき、下表のとおり決定し本日（11月8日）までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月14日に効力が発生する。

5件の静岡県産業別最低賃金について、7円から9円の引き上げとなった。パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金については、表示の改正（日額表示の廃止）を行ったが、時間額の改正は無い。

なお、静岡県内のすべての労働者に適用される静岡県最低賃金については、7円引き上げの時間額735円で10月12日から効力が発生している。

【静岡県産業別最低賃金一覧表】

| 最低賃金の名称（産業名）                           | 現行金額<br>（時間額） | 改正金額<br>（時間額） | 引上げ額         | 効力<br>発生日       |                 |
|--|---------------|---------------|--------------|-----------------|-----------------|
| タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴム<br>ホース・工業用ゴム製品製造業    | 788円          | 795円          | 7円           | 平成24年<br>12月14日 |                 |
| 鉄鋼、非鉄金属製造業                             | 818円          | 826円          | 8円           |                 |                 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業<br>務用機械器具、輸送用機械器具製造業 | 829円          | 838円          | 9円           |                 |                 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気<br>機械器具、情報通信機械器具製造業  | 802円          | 810円          | 8円           |                 |                 |
| 各種商品小売業                                | 780円          | 787円          | 7円           |                 |                 |
| パルプ・紙・加工紙製造業                           | 744円          | 744円          | 時間額に<br>改正なし |                 |                 |
|  | 日額<br>5,952円  | 日額表記の<br>廃止   |              |                 |                 |
| 参<br>考                                 | 静岡県最低賃金       | 728円          | 735円         | 7円              | 平成24年<br>10月12日 |

(掲載文例)

## 静岡県 の 最低賃金

| 地 域 別 最 低 賃 金 | 最低賃金額 (円)  |
|---------------|------------|
|               | 時 間 額      |
| 静 岡 県 最 低 賃 金 | <b>735</b> |

※静岡県最低賃金の効力発生日は、平成24年10月12日です。

| 静 岡 県 産 業 別 最 低 賃 金 件 名                     | 最低賃金額 (円)  |
|---|------------|
|   | 時 間 額      |
| タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業             | <b>795</b> |
| 鉄 鋼 、 非 鉄 金 属 製 造 業                         | <b>826</b> |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業          | <b>838</b> |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業           | <b>810</b> |
| 各 種 商 品 小 売 業<br>(百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所) | <b>787</b> |
| パ ル プ ・ 紙 ・ 加 工 紙 製 造 業                     | <b>744</b> |

※上記の静岡県産業別最低賃金の効力発生日は、平成24年12月14日です。

お問い合わせは、静岡労働局賃金室（電話 054-254-6315）又はお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局ホームページ (<http://www.shizuokarodokyoku.go.jp>)